

# 今般の東日本大震災の現状と問題点(その10)

2014年(平成26年)7月17日(木曜日) 東京新聞

## 作業員拠点 ベント 第2制御室 未完成

# 「厳格審査」に穴

### 川内原発再稼働

原子力規制委員会は16日、九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県)について、原簿の新規制基準を満了して、予備審査結果を承認した。事故対策の一部は未完成で、火山防災などの点も指摘されている。事故時に周辺住民が安全避難できることと避難対策が、審査対象となっている。世界最高水準とみられる「厳格審査」である。

政治庁では、原子力規制委員会の審査に穴を指摘し、自治体任せで審査せず、フィルタ付きベント設備や第2制御室はこれから、作業拠点は代替、狭く、除染に不安、非常電源や冷却設備は、それなりに充実、地震動や新層は「合格」、火山は「予知で対応」と言い張る

川内原発「住民不在」の審査

- 5 住民を守るか(避難対策や避難計画) → 自治体任せで審査せず
- 4 重大事故への拡大防止 → フィルタ付きベント設備や第2制御室はこれから
- 3 重大事故への進展を防止 → 作業拠点は代替、狭く、除染に不安
- 2 異常を早く検知 → 非常電源や冷却設備は、それなりに充実
- 1 事故・故障を防ぐ(基本的な性能) → 地震動や新層は「合格」、火山は「予知で対応」と言い張る

東京新聞 2



# 再稼働 規制委に丸投げ

## 責任どこに

### 規制委は関与せず 田中委員長

### 地元説得も「事業者で」

安倍政権は16日、九州電力川内原発(鹿児島県)が原子力規制委員会の新規制基準を満了したと発表し、再稼働を許可する方針を示した。規制委は再稼働を判断する方針を示したが、規制委の判断に任せ、再稼働を推進する。民間の野田政権は、規制委の判断に任せ、再稼働を推進する。民間の野田政権は、規制委の判断に任せ、再稼働を推進する。

野田政権: 旧原子力安全・保安院の最終審査をクリア(2012年9月) → 再稼働(7月)

安倍政権: 正式に原子力規制委員会の新規制基準をクリア(来月?) → 再稼働(今秋?)

田中委員長: 「規制委は関与せず」と発言。規制委の審査は、事業者と地域住民との関係が決められる。規制委は、事業者の申請が適切かどうかを判断する。規制委は、事業者の申請が適切かどうかを判断する。



[2014年7月20日(日)]

○7月16日に開催された原子力規制委員会において、九州電力川内原発1、2号機が原発の新規制基準を満たしているとの審査結果案が了承されたことについては、すでにTVニュースや新聞報道で見た通りである。以下に示したのは翌朝の東京新聞の1、2面のトップ記事の一部であるが、同記事でくどいほど報じているのは「安倍政権は再稼働への動きを加速させるが、事故対策の一部は未完成で、事故時に周辺住民が安全に避難できることは最重要の対策だが審査対象になっておらず、欠落の多い審査」という点である。安倍政権はこれで再稼働のための安全確認ができたと考えているようであるが、そうでないことは、第2面の田中委員長による「原発再稼働は事業者(電力会社)と地域住民、政府という関係者が決めるもの。規制委は新基準を満たしているかどうかを審査し、関係者が判断する基礎にしてもらっただけ」とのコメントからも明らかであろう。また鹿児島県知事は、TV会見で記者の質問に答えていたが、緊急時の避難対策は半径10kmの範囲の住民対応で充分であって、30kmもの広範囲の避難対策は難しいとのことである。福島第一原発からの避難行動がどれほど多くの福島県民を悲惨な目に遭わせたか、国や地域の行政担当者はもう忘れてしまったのだろうか。

2014年(平成26年)7月22日(火曜日) 11版 経 命 2

# 「川内対策で鹿児島県知事発言

## 患者避難 当面10キロ圏 波紋

鹿児島県知事は、川内原発の再稼働について、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。知事は、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。知事は、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。

国指針30キロ圏 困惑の現場 市民反発

鹿児島県知事は、川内原発の再稼働について、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。知事は、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。知事は、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。

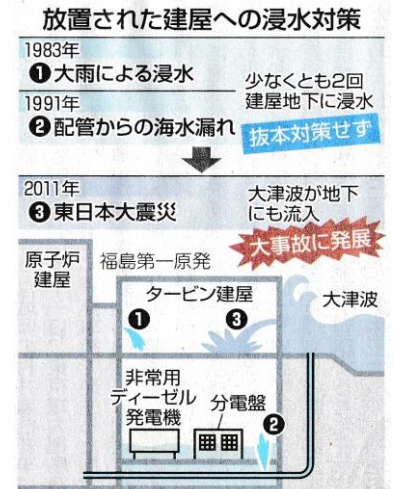
鹿児島県知事は、川内原発の再稼働について、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。知事は、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。知事は、当面10キロ圏の避難対策は充分であるとの見解を示した。

[2014年7月22日(火)]

○一昨日のつづきであるが、今日の朝刊に『「川内」対策で鹿児島県知事発言』が掲載されていたので、追記しておきたい。緊急時の避難対策を準備すべき範囲を原発から半径10km以内とするか、それとも30km以内とするかで、対策の大変さが著しく異なってくるのは上記の新聞記事からもよく判るが、果たして半径30kmで充分かと云えば、福島を見ている限りでは決して充分とは云えないのではなかろうか。

[2014年8月1日(金)]

○今朝の東京新聞のトップは、検察審査会が東京電力元幹部の三氏を起訴相当とする議決についての記事であった。以下に冒頭部分のみ引用してみたい。「東京電力福島第一原発の事故が発生する約3年前、東電の勝俣恒久元会長(74)が出席した社内の会議で、高さ14mの大津波が福島第一を襲う可能性がある」と報告されていたことが、31日に公表された東京第五検察審査会の議決で分かった。これまでの東電の説明では、勝俣氏は大津波の可能性を知らないとされ、本人も検察に同趣旨の供述をしていたが、検察は『信用できない』と否定、起訴相当と判断した。東京地検は同日、議決を受け、再捜査することを決めた(署名記事)当初、検察官はこの問題を不起訴処分にしてしたが、被害者や告発人らから審査の申し立てがあり、この検察審査会に掛けられたとのことである。さらに注目されたのは、その隣の記事で、福島第一原発では少なくとも1983年と1991年の2回、タービン建屋地下の非常用ディーゼル発電機が水没する事故が起きており、東電社員や作業員らは過酷事故対策が必要であると上司に話したが、東電と監督官庁は対策を先送りにし、そのようなトラブルがあったことも全く記録に残していなかったとのことである(右図参照)。一方では原発再稼働の話も出ているが、クリアすべき課題が山積する中で取り急ぎ肝要なことは、原子カムラの隠ぺい体質をどうやって改め、信頼を回復するのかであって、緊急時の避難対策、使用済み核燃料の最終処分方法等についての技術的問題の検討は、その後でなければ意味がないのではなかろうか。



2014年8月1日 文責：瀬尾和大